

## 苫小牧市ペーパーレス会議システム業務仕様書

### 1 目的

本事業は、苫小牧市（以下、「本市」という）と苫小牧市議会（以下「市議会」という）において、市議会業務等のペーパーレス化及び業務効率化を図るため、ペーパーレス会議システムを導入するものである。

### 2 利用範囲及び内容

市議会における定例会及び臨時会や各種委員会等はもちろん、市側においても庁内会議や災害対策本部など、平日・夜間・土日祝日でも利用する事が想定されるため、原則24時間365日利用可能なシステムであること。

ただし、事前協議によるメンテナンス等の停止は除く。

### 3 スケジュール

本契約にかかるスケジュールは以下のとおりとする。

| 年度 | 令和2年度 |   |   | 令和3年度 |   |   |   |   |   |    |    |    |
|----|-------|---|---|-------|---|---|---|---|---|----|----|----|
|    | 1     | 2 | 3 | 4     | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 選定 | ■     |   |   |       |   |   |   |   |   |    |    |    |
| 契約 |       |   |   | ■     |   |   |   |   |   |    |    |    |
| 構築 |       |   |   | ■     |   |   |   |   |   |    |    |    |
| 稼働 |       |   |   | ■     |   |   |   |   |   |    |    |    |

### 4 業務履行期間

令和3年4月6日から令和4年3月31日までとする。

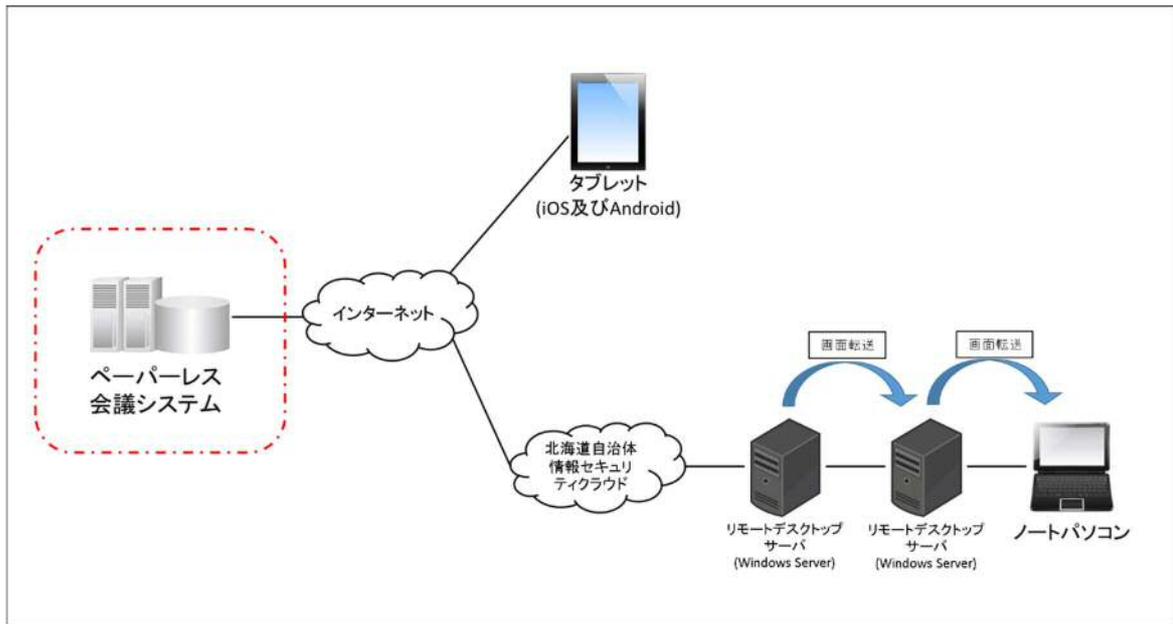
なお、令和4年度以降はシステムの利用のみとなり単年度契約を予定。

### 5 業務の内容

- (1) ペーパーレス会議システム（以下、「システム」という。）の導入
- (2) システムの運用・保守

### 6 システム構成のイメージ

本システムを利用する環境について次の図に示す。図中の破線で囲っている部分が本業務の調達範囲とする。



システム構成イメージ（破線部が本業務範囲）

## 7 システムの内容

- (1) 提案するシステムは、日本国内に設置のデータセンターから提供されるクラウドサービスであること。
- (2) 議案書等の文書ファイルをPDF形式でシステム上に登録し、市がペーパーレス会議システムを閲覧する端末（以下、「端末」という。）を使用し、携帯電話回線及びWi-Fi環境を通じ、いつでもPDF文書ファイルを参照することができるシステムとする。
- (3) 会議において、全ての端末に対し、同じ資料を一斉に表示させる機能を有すること。その他、会議の円滑な進行に必要となる機能を有するシステムであること。
- (4) システムは、iOS及びAndroidを搭載するタブレット、またはWindows Server OSを搭載する端末から使用できるものとする。なお、使用するブラウザは、「Safari」「MicrosoftEdge」を想定。
- (5) システムに接続するネットワーク環境について、Windows Server OSを搭載する端末のみ、「北海道自治体情報セキュリティクラウド」を経由したインターネットから接続ができること。
- (6) 運用までの作業に関して、委託者側の作業が発生する場合は、その作業分担について「企画提案書」に記載すること。

## 8 システムの仕様

- (1) 最大100アカウントが同時にクラウドサーバにアクセスし、支障なく会議を行うことができるシステムであること。具体的には、ネットワークの速度が十分に帯域制

限がない場合に、利用者間の画面同期が概ね2秒以内に完了すること。

- (2) クラウドサーバは、保存可能なデータ容量を20GB以上確保すること。また、市が保存データ容量の追加を希望する場合、対応できる容量の上限を「企画提案書」に記載すること。その際、別途費用が発生する場合は、併せて記載すること。
- (3) アカウント数やファイル容量については、必要に応じ、協議の上、増減することができること。
- (4) 利用者ごとにアカウントのID及びパスワードを設定し、アカウント毎に任意のタイミングで随時変更ができること。
- (5) システム管理者が、ユーザーやユーザーグループごとに利用可能な機能の制限ができること。
- (6) 公開前文書や非公開文書が、インターネット上に流出しないようセキュリティ対策が講じられていること。また、不正アクセス、情報漏えい及びウイルス対策が講じられていること。
- (7) 国の機関、本市と同等規模以上の地方公共団体又は議会への導入実績のあるシステムであること。
- (8) システムの操作取扱説明書（日本語版）を作成し、提供すること。
- (9) システムのバージョンアップがあった場合は、機能変更内容を事前に説明し、最新版を適用するタイミングについて事前協議した後に、最新版を提供すること。なお、バージョンアップの費用は、原則無償とすること。
- (10) その他システムの要求する機能は、別紙「苫小牧市ペーパーレス会議システム業務機能要求書」（以下「機能要求書」という。）のとおりとし、必須項目については要件を満たすこと。なお、代替案により対応可能な場合は、具体的な代替案を明記すること。

## 9 システムの動作環境

- (1) システムの運用に支障のない十分なスペックのサーバ機で構成すること。
- (2) システムの運用に際してのアクセス性能は、良好な反応速度を保つこと。
- (3) 無停電電源装置や発電装置等により、停電時に継続して運用できるよう対策が講じられていること。
- (4) 不正アクセス、異常アクセス等の不正プログラム対策（アンチウイルスソフト等）が講じられていること。
- (5) 24時間365日の運用監視体制を敷き、サーバがダウンするなど、トラブルが発生した場合は、概ね半日以内に復旧できる対策が講じられていること。
- (6) サーバ等の障害対策及び業務継続計画のため、本システムの設定や資料データのバックアップを一定間隔で自動取得できるようにすること。
- (7) サーバ及びソフトウェア等について、導入後最低5年間の保守対応が可能なこと。

(8) その他、本システムを利用するために必要なライセンスやネットワーク設定作業費などを全て含むこと。

#### 10 システム（クラウド）データセンター

- (1) データセンターは国内にあり、24時間365日の運用・利用とし、電話サポート窓口を整備すること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する耐震構造建築物とし、同法に規定する耐火性能を有し、防火対策及び防水対策の措置がとられていること。
- (3) 建物の出入り口に防犯対策が講じられていること。
- (4) データセンターには事前に登録された者のみが入館でき、監視カメラや受付票・身分証など個人を特定できる入退館が管理されていること。
- (5) 無停電対策として、異系統による本線及び予備線電源線受電方式による多重化又は定電圧定周波数装置、非常用自家発電装置の連動によるBCP対策が取られていること。
- (6) サーバへの不正アクセスや情報漏えい、ウイルス感染等に対するセキュリティ対策が万全であること。

#### 11 運用保守

- (1) サポート窓口を設置し、迅速に操作支援を行うこと。
- (2) 緊急時等の場合は、営業時間外も対応可能とすること。
- (3) 電話又はメールでの問い合わせに対応すること。

#### 12 セキュリティ

- (1) データ通信は、暗号化を用いて実施すること。
- (2) 閲覧・操作など使用ログが記録され、必要な場合に本市に対して提供可能であること。
- (3) 第三者による不正使用、または情報漏えいに対する十分なセキュリティ対策が講じられること。

#### 13 マニュアルの作成

操作マニュアルを100部作成し、PDF版とあわせて提供すること。また、システムのバージョンアップ等で、操作方法が変わる際は、最新版のマニュアルを提供すること。

#### 14 システム導入時の操作研修

システム管理者及びシステム利用者を対象とした操作研修を行うこと。また、操作研

修後の問合せにも適時対応すること。

- (1) 管理者向け研修 1回(2時間程度)  
対象者 20人程度 議会側・市側職員
- (2) 利用者向け研修 4回(1回につき2時間程度)  
対象者 28人程度 議員  
25人程度 部長職  
40人程度 事務職員

## 15 その他

- (1) 本業務において、業務遂行上知り得た一切の情報は、本業務でのみ使用し、同意なくして第三者に漏えい又は開示してはならない。
- (2) 本業務の実施完了後は、本業務に関する情報を返却又は確実に廃棄すること。
- (3) 個人情報を取り扱う場合については、個人情報の保護に関する法令や規範を遵守するとともに、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利又は利益を侵害することのないよう、その取り扱いを適正に行うこと。
- (4) 本仕様書は、本業務の基本的な内容について示すものであるが、業務の性質上、当然実施しなければならないもの、また、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するため必要な事項は全て実施すること。
- (5) 本業務の実施に当たり、端末の納入業者や市内ネットワーク保守業者等、利用に関わる相手側とできる限りの連携を図り、円滑に運用開始及び保守対応等ができるよう配慮すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、両者協議の上、対応する。